

## 令和6年度水戸市障害者福祉施設整備に対する補助方針（案）

### 1 趣旨

この方針は、指定障害福祉サービス事業者等が行う社会福祉施設（障害福祉サービス及び障害児通所支援に関するものに限る。以下「障害者福祉施設」という。）の整備に対する補助について必要な事項を定めるものとする。

### 2 基本的な考え方

本市の補助は、水戸市障害福祉計画・障害児福祉計画の考え方を踏まえて、予算の範囲内において行うものとする。

なお、令和6年度を計画始期とする水戸市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画については、現在、策定を進めている。

### 3 補助対象とする障害者福祉施設

補助対象となる施設は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業所並びに同条第11項に規定する障害者支援施設
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所

### 4 補助対象とする事業

補助対象とする事業は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」別紙）又は次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（令和5年8月22日こ成事第370号こども家庭庁長官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金」別紙）に定める対象事業のうち以下の整備であって、市長が必要と認めるものとする。

- (1) 門、フェンス等の外構等の設置・修繕
  - ア 門、フェンス等の外構等の安全を確保するための、設置・修繕
  - イ 安全点検の結果、問題があるブロック塀等（組積造又はコンクリートブロック造）の改修
- (2) 非常通報装置等の設置
  - ア 110番に直結する非常通報装置を設置する工事
  - イ 防犯カメラを設置する工事
  - ウ カメラ付きインターфонを設置する工事
  - エ 人感センサーを設置する工事
- (3) 非常用自家発電設備の整備（障害者支援施設に限る。）